

# 令和5年第11回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年11月24日(金) 午後9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 11名

(欠 席)	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
(欠 席)	(欠 席)	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	(欠 席)	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

### (2) 欠席委員 4名

1番 島津 博道      3番 河内 よし      8番 小田原 寛  
9番 石倉 稔

### (3) 出席農地利用最適化推進委員 1名

輪島5番 中谷 知晴

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩      事務局員 岡本美由紀

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請承認について
- (3) 議案第38号 非農地証明願承認について
- (4) 議案第39号 土地改良法第52条の規定による同意について

## 7 報告事項

- (1) 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第17号 農地改良届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 3 0

議 長

開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は11名であります。  
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第 11 回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期を本日 1 日といたしたいと思  
います。これに、ご異議ありませんか。

各 委 員

(「異議なし」との声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、会期を本日 1 日といたします。  
議事録署名委員を指名いたします。

議席番号 11 番山本 秀雄委員及び議席番号 10 番谷内 吉夫委員及び  
の両委員を指名いたします。

議案の提案をいたします。【議案第 36 号】の農地法第 3 条の規定に  
よる申請について議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局

【議案第 36 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議  
案書をもとに朗読】

議案書 2 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による農地等の  
所有権移転許可申請承認についてご説明します。

1 番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は田含む 23 筆、登記  
面積は合計で 7,221.13 m<sup>2</sup>、譲り受け人は■■■■■の■■■■■さん、譲  
り渡す人は■■■■■の■■■■■さんです。売買契約による所有権移  
転です。■■■■■さんの住所は■■■■■となっておりますが、実家の■■■■■と  
行き来しながら農業をしています。

議案書 3 ページをご覧ください。

2 番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は畑含む 6 筆、  
登記面積は合計で 1,014 m<sup>2</sup>、譲り受け人は■■■■■の■■■■■さん、  
譲り渡す人は■■■■■の■■■■■さんです。売買契約による所有権移  
転です。譲渡人の■■■■■さんは相続で農地を取得しましたが、市外に住  
んでおり管理ができないため、親族関係はありませんが、譲渡人の農  
地以外の土地も全て譲りたいという希望で、今回の申請に至りまし

事務局	<p>た。</p> <p>3番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は田、登記面積は232㎡、譲り受け人は■■■■■の■■■■■さん、譲り渡す人は■■■■■の■■■■■さんです。贈与契約による所有権移転です。遠い親戚の■■■■■さんに農地以外の土地も譲りたいという希望により、申請に至りました。</p> <p>4番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は畑含む2筆、登記面積は合計で836㎡、譲り受け人は■■■■■の■■■■■さん、譲り渡す人は■■■■■の■■■■■さんです。贈与契約による所有権移転です。以前から■■■■■さんが管理をしていました。</p> <p>申請者はいずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。今回届出があった農地の合計は32筆、登記面積は田7,433.21㎡、畑2,389.92㎡、合計9,823.13㎡です。以上です。</p>
義長	<p>それでは、申請番号1番について、議席番号2番笹川稔委員よりご意見願います。</p>
笹川委員	<p>■■■■■外22筆につきまして、譲渡人、譲受人ともに市外の住所となっておりますが、両人ともに■■■■■の住民で、隣同士ということであります。■■■■■さんは数年前から家を離れ現在は家を空けております。地域に戻ることが困難で隣接する■■■■■さんに農地等を譲ることを検討し今回の申請となりました。■■■■■さんは■■■■■と■■■■■を行き来しながら農業を行っておりまして、将来は地元でUターンし農業を行う予定であります。なお、耕作者が変更されても周辺には影響はございませんのでよろしくお願い致します。</p>
義長	<p>次に、申請番号2番について、輪島1番宇羅恒一委員がご欠席のため、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>事務局より報告します。宇羅委員より問題ないのご意見をいただいています。以上です。</p>
義長	<p>これより質疑を許します。</p>

各委員	(質疑なし)
議長	<p>それでは採決を取ります。</p> <p>【議案第 36 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 36 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第 37 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第 37 号農地法第 5 条の規定による申請について、議案書をもとに朗読】</p> <p>議案書 8 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請承認についてご説明します。</p> <p>1 番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は田、面積は 265 m<sup>2</sup>です。譲り受ける人は■■■■■の■■■■■さん、譲り渡す人は■■■■■の■■■■■さんです。売買契約による所有権移転です。転用目的は自己住宅です。3 種農地のため原則許可できると考えます。今回申請があった農地は、田 265 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 1 番について、輪島 1 番 宇羅 恒一委員がご欠席のため、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>宇羅委員より問題ないのご意見をいただいています。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	(質疑なし)
議長	<p>それでは採決を取ります。</p>

義 長	【議案第 37 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	（「異議なし」との声あり）
義 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 37 号】は、原案どおり可決決定いたします。
	次に【議案第 38 号】の非農地証明願承認について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 38 号非農地証明願承認について、議案書をもとに朗読】 議案書 14 ページをご覧ください。非農地証明願承認についてご説明します。
	1 番、土地の所在地は[REDACTED]、登記地目は田、登記面積は 199 m <sup>2</sup> 、申請者は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。先代が平成 7 年に農機具用車庫として建設しました。登記地目を変更して、先程 3 条許可申請でもありましたが農地と一緒に譲る予定です。
	2 番、土地の所在地は[REDACTED]、登記地目は田含む 4 筆、登記面積は合計で 397 m <sup>2</sup> 、申請者は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。平成 2 年の道路拡張工事と同時期に、先代が[REDACTED]含む 3 筆に納屋を建て、地区内で[REDACTED]に防火水槽を設置しました。登記地目を変更して、先程 3 条許可申請でもありましたが農地と一緒に譲る予定です。
	農地性が無くなってから相当の期間が経過しており、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。今回届出があった農地の合計は 5 筆、登記地目は田、登記面積は合計で 596 m <sup>2</sup> です。以上です。
義 長	それでは、申請番号 1 番について、議席番号 2 番笹川 稔委員よりご意見願います。
笹川委員	[REDACTED]外 3 筆についてですが、現地調査したところ、作業小屋につきましては、県道拡張工事に伴い隣接していた建物を隣接する農地に移転しそのままになっております。また、防火水槽につきましても、そのままとなっていて元区長に聞き取りをしたところ、



59年11月20日、事業主体は輪島市土地改良区です。団地計画の内容は、関係農家数が6、団地数は従前が31、換地後が13、集団化率は72%です。1団地あたりの面積は従前が569㎡、換地後が1,486㎡です。換地計画に係る土地改良事業の工事完了時期は昭和61年3月、換地処分予定時期は令和6年3月です。用途区分は従前が田108筆17,630.91㎡、その他とあわせた合計が140筆19,136.91㎡から換地後は田24筆19,319㎡、その他とあわせた合計が38筆24,341㎡です。位置については19ページにあるとおりです。

議案書20ページをご覧ください。事業名は県単土地改良事業、地区名は中田地区です。土地改良事業認可年月日は令和5年2月20日、事業主体は輪島市です。団地計画の内容は、関係農家数が16、団地数は従前が39、換地後が31、集団化率は34.7%です。1団地あたりの面積は従前が659㎡、換地後が699㎡です。換地計画に係る土地改良事業の工事完了時期は令和5年12月、換地処分予定時期は令和6年3月です。用途区分は従前が田69筆25,691㎡、その他とあわせた合計が99筆31,625㎡から、換地後は田34筆21,554㎡、畑1筆129㎡、その他とあわせた合計が75筆32,477.43㎡です。位置については21ページにあるとおりです。

議案書22ページをご覧ください。事業名は県単土地改良事業、地区名は栃木地区です。土地改良事業認可年月日は昭和59年4月23日、事業主体は輪島市です。団地計画の内容は、関係農家数が10、団地数は従前が17、換地後が13、集団化率は57.1%です。1団地あたりの面積は従前が298㎡、換地後が550㎡です。換地計画に係る土地改良事業の工事完了時期は令和5年12月、換地処分予定時期は令和6年3月です。用途区分は従前が田39筆5,073.61㎡、その他とあわせた合計が57筆6,086.74㎡から、換地後は田14筆6,681㎡、畑5筆474㎡、その他とあわせた合計が31筆8,693㎡です。位置については23ページにあるとおりです。

議案書24ページをご覧ください。事業名は県単土地改良事業、地区名は栃木第2地区です。土地改良事業認可年月日は令和5年2月20日、事業主体は輪島市です。団地計画の内容は、関係農家数が16、団地数は従前が24、換地後が20、集団化率は50%です。1団地あたりの面積は従前が644㎡、換地後が883㎡です。換地計画に係る土地改良事業の工事完了時期は令和5年12月、換地処分予定時期は令和6年3月

事務局	<p>です。用途区分は従前が田 49 筆 15,453.21 m<sup>2</sup>、その他とあわせた合計が 61 筆 16,426.21 m<sup>2</sup>から、換地後は田 35 筆 17,095 m<sup>2</sup>、畑 8 筆 563 m<sup>2</sup>、その他とあわせた合計が 69 筆 24,376 m<sup>2</sup>です。位置については 25 ページにあるとおりです。</p> <p>土地改良法第 52 条第 8 項の規定により、本委員会の同意を求めるものです。以上です。</p>
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	<p>それでは採決を取ります。</p> <p>【議案第 39 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	('異議なし' との声あり)
義 長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 39 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 16 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>【報告第 16 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について議案書をもとに朗読】今回届出があった農地の合計は 225 筆、面積は 田 43,408.27 m<sup>2</sup>、畑 24,695.61 m<sup>2</sup>、合計で 68,103.88 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	<p>それでは、【報告第 16 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 17 号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>



事務局	<p>【報告第 17 号農地改良届出について議案書をもとに朗読】 議案書 37 ページをご覧ください。</p> <p>1 番、土地の所在地は [REDACTED]、登記地目は田、登記面積は 723 m<sup>2</sup>、届出人は [REDACTED] の [REDACTED] さんです。ハス田として耕作していたため、地下水位が高く土が著しく軟弱で、農業機械の進入が難しいため、盛土をして畑にしたいとのことです。[REDACTED] 大屋地区の小田原委員と区長と土地改良区担当理事に確認の署名をいただいています。以上です。</p>
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	<p>それでは、【報告第 17 号】を終わります。</p> <p>次に「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」について、田中 喜義委員より報告願います。</p>
田中委員	(田中委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)
義 長	<p>以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。</p> <p>これにて、第 11 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p>

令和 5年 11月 24日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本 兼由紀

輪島市農業委員会会長

田上正男

署 名 委 員 11番

山本秀夫

署 名 委 員 10番

森内 志夫